

「指定訪問看護（訪問看護）」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(千葉県指定 1260290247 号)

当事業所はご契約者に対して、指定訪問看護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 福祉楽団
- (2) 法人所在地 千葉県千葉市美浜区中瀬 2-6-1
WBG マリブイースト 12 階
- (3) 電話番号 043-307-2828
- (4) 代表者氏名 理事長 飯田 大輔
- (5) 設立年月 2001 年 12 月 7 日

2 ご利用施設

- (1) 施設の種類 指定訪問看護事業所
看護小規模多機能型居宅介護実籾パークサイドテラスに併設
- (2) 施設の名称 訪問看護ステーション 実籾パークサイドテラス
- (3) 施設の所在地 千葉県習志野市実籾本郷 23 番 8 号
- (4) 電話番号
- (5) 事業所長 高木 亜希子
- (6) 開設年月 2025 年 3 月 1 日
- (7) 営業日 年中無休
- (8) 受付時間 9:00~17:00
- (9) サービス時間 24 時間
- (10) 通常の事業実施地域 習志野市、船橋市全域、八千代市全域、千葉市のうち花見川区、美浜区、稲毛区の地域とする

3 サービス提供者の義務

訪問看護ステーション実叻パークサイドテラスは、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご契約者の生命・身体・財産の安全確保に配慮します。
- ② ご契約者の体調・健康状態から見て必要な場合には、ご契約者に聞きとり確認の上医師または看護職員と連携し、医療上の対応を行います。
- ③ ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ ご契約者に対する身体拘束、その他行動を制限する行為を行いません。但し、ご契約者または他の利用者等の生命、身体を保護するために、緊急止むを得ない場合には、適正な手続きにより、身体等を拘束する場合があります。

その場合、ご契約者本人や家族に対して、身体的拘束等の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯・期間等について説明し、文書でその同意を得ます。

- ⑤ ご契約者の人権の擁護、ご契約者に対する虐待の早期発見、虐待の発生またはその再発を防止し、迅速かつ適切に対応を図るため、次の措置を講じます。
 - (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会の開催
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 虐待を防止するための責任者の設置
 - (5) 必要な入居者に対しての成年後見制度の利用支援
 - (6) 苦情解決制度の周知
- ⑥ 事業者およびサービス従事者または従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者またはご家族等に関する事項を、正当な理由なく第三者に漏洩しません。

4 職員の配置状況

厚生労働省が定める人員に関する基準を満たしています。

	職 種	常勤職員	非常勤職員
1	事業所長（管理者）	1名	
2	訪問看護員	2.5名以上	

5 訪問介護ステーション実叻パークサイドテラスが提供するサービスの特徴

私たちは、福祉楽団基本理念（福祉楽団バリュー・ケアのものさし）に基づいて、質の高いケアを追求してゆきます。

6 提供するサービスの内容等

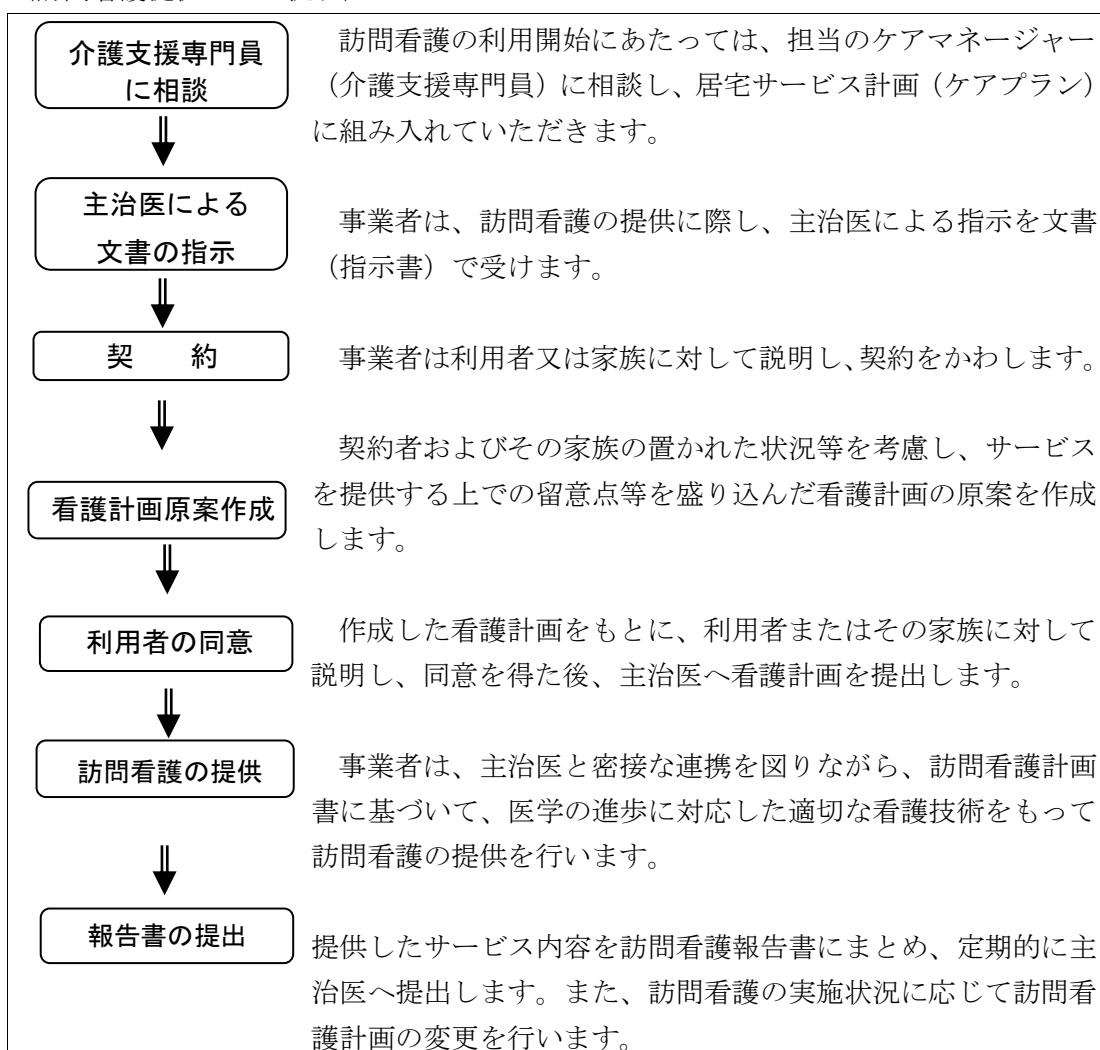
(1) 訪問看護計画の作成

ご契約者に対する、具体的なサービス内容やサービス提供方針については、お一人おひとりについて策定する「訪問看護計画」に定めます。

(2) 療養上の世話または必要な診療の補助

- ア 病状・体調の観察
- イ 入浴・清拭・洗髪等による清潔の保持
- ウ 食事及び排泄等の日常生活の世話
- エ 床ずれの予防・処置
- オ 生活期に合わせたリハビリテーションの提供
- カ ターミナルケア
- キ 療養生活や介護方法の指導
- ク カテーテル等の管理
- ケ その他医師の指示による医療処置

(3) 利用者およびその家族の日常生活における身上、介護等に関する相談および助言を行う。 〈訪問看護提供までの流れ〉



7 利用料金

(1) 介護保険法の基準サービス

「契約書別紙」に定める料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護給付額を除いた金額（自己負担額）をお支払いください。

- ☆ ご契約者が要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。

償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

(2) 介護保険給付の支給限度額を超えるサービス

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用の全額がご契約者の負担になります。

(3) 介護保険法の基準外サービス

以下のサービスは、利用金額の全額がご契約者の負担となります。

《サービスの概要と利用料金》

① 交通費

通常サービス提供の実施地域を超える地域に訪問、または出張する必要がある場合には、その旅費（実費）に対する支払いが必要になります。

実施地域を超えた地点から 1 kmにつき 25 円

② 複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

利用料金： 1 枚につき 10 円

- ☆ 経済状況の著しい変化、その他止むを得ない事由がある場合、介護保険の基準外サービス利用料金は、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う 30 日前までにご説明します。

(4) 利用料金のお支払方法

前記の料金・費用は、1 ヶ月ごとに計算し、当月末締めにてご請求します。

お支払方法は、口座振替となります。所定のお手続きをお願いいたします。

ご利用の翌月 27 日に自動引き落としされます。27 日が休日の場合は翌営業日に引き落とされます。

(4) 利用の中止、変更、追加

- 利用予定期間の前に、ご契約者の都合により、訪問看護サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者申し出てください。
- 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日 17 時まで申し出があった場合	無料
利用予定日の前日 17 時まで申し出がなかった場合	利用予定日（初回）分のサービス利用料金の 5 割

(5) その他

- サービス提供に係る光熱水費等
ご契約者の居宅でサービス提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用はご契約者のご負担となります。

9 サービスの利用に関する留意事項**(1) 医療保険の訪問看護の対象者**

下欄に記載の疾病等の患者および医療保険の精神科訪問看護の利用者は、医療保険の訪問看護の対象者となるため、介護保険の訪問看護は利用できません。

末期の悪性腫瘍、多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ 3 以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る。）をいう。）、多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群をいう。）、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態。

(2) 主治医の特別指示書がある場合

主治医が、利用者が急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別指示（特別指示書の交付）を行った場合は、交付の日から 14 日間を限度として医療保険の対象となるため、この間、介護保険の訪問看護は利用できません。この場合には、事業所とご相談下さい。

(3) 他の訪問看護ステーションを利用する場合

他の訪問看護ステーションを利用する場合は、サービスの調整等が必要になりますのでお知らせ下さい。

(4) 利用者の病状および心身の状態等に関する正確な情報のご提供

利用者の病状および心身の状況等に応じた適切なサービスを提供するために、これらにつきできるだけ正確な情報をご提供下さい。

訪問看護員の交代**① 事業者からの訪問看護員の交代**

事業者の都合により、訪問看護員を交替することがあります。

訪問看護員を交替する場合は、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

② ご契約者からの交替の申し出

訪問看護員の交替を希望する場合には、当該訪問看護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問看護員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の訪問看護員を指定することはできません。

8 緊急時の対応方法について

利用者に病状等の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医等への連絡を行うなどの必要な措置を講じるとともに、利用者があらかじめ指定する連絡先に速やかに連絡します。

9 事故発生時の対応方法について

サービス提供中により事故が発生した場合は、市区町村、ご契約者の家族、契約者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、事故および事故に際してとった処置について、記録を作成し、家族等に説明をおこないます。重大な事故に関しては、県および市区町村に報告します。

10 損害賠償について

訪問看護ステーション実籾パークサイドテラスにおいて、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。

但し、その損害の発生について、契約者に故意または過失が認められる場合には、契約者のおかれた心身の状況を斟酌して、相当と認められるときに限り、事業者の損害賠償を減じる場合があります。

11 契約者の禁止行為について

利用者およびその家族等は、サービス従事者に対し、ハラスメントその他の迷惑行為、宗教活動、政治活動、営利活動を行うことは許されません。

☆ 福祉楽団では、適切なサービスの提供を確保する観点から、「ハラスメント防止のための指針」を定めています。

12 苦情の受付について

(1) 訪問看護ステーション実籾パークサイドテラスにおける苦情の受付

苦情やご相談は以下の相談窓口で受け付けています。

○ 窓口または電話での受付

[受付担当者] 仲宗根 和也

[解決責任者] 高木 亜希子

受付時間 9:00～17:00

電話番号 047-409-9696

○ 投書による受付

郵送先 〒275-0003 千葉県習志野市実籾本郷 23 番 8 号

○ 電子メールによる受付

mimomi@gakudan.org

(2) 苦情解決の方法

法人の定める「苦情解決規程」に従い原因と解決方策を検討します。

苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や状況に配慮した適切な対応を推進する為に、「第三者委員」を設置しています。

「第三者委員」は、苦情申し出人と苦情解決責任者だけでは苦情の解決が困難な場合、助言や解決策の調整を図ります。また、苦情申し出人が、訪問看護ステーション実靱パークサイドテラスに苦情の申し出をしにくい際は、「第三者委員」に直接苦情を申し出ることができます。

「第三者委員」の氏名・連絡先等については、別添資料にてお知らせしています。

(3) 行政機関その他苦情受付機関

千葉県健康福祉部 障害福祉事業課	所在地	千葉県千葉市中央区市場町 1-1
	電話番号	043-223-3981
	F A X	043-222-4133
千葉県社会福祉協議会 運営適正化委員会	所在地	千葉県千葉市中央区千葉港 4 番 5 号
	電話番号	043-246-0294
	F A X	043-246-0298
習志野市 健康福祉部高齢者支援課	所在地	千葉県習志野市鷺沼 2 丁目 1 番地 1 号
	電話番号	047-454-7533
	F A X	047-453-1547

1.3 提供するサービスの第三者評価の実施状況

	実施あり	実施年月日	20 年 月 日
		評価機関名称	
		結果の開示	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
○	実施なし	現在、第三者評価は実施しておりませんが、提供するサービスの質の向上を図るために当施設では法人による内部監査を年 1 回実施しております。	

余 白

私は、指定訪問看護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

説明者

訪問看護ステーション 実籾パークサイドテラス

職名 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護サービス提供開始に同意しました。

20 年 月 日

契 約 者 住 所

氏 名 印

署 代 理 人 住 所

氏 名 (続柄) 印